

報道発表資料

令和8年2月18日

独立行政法人国民生活センター

金属アレルギー対応をうたうネックレス - ネット通販で購入できるものについて調べました -

1. 目的

金属アレルギーは、アレルギー反応の一種であり、皮膚に金属が触れることで起こる接触皮膚炎の一種です。主に皮膚のかゆみや赤み、かぶれ等の症状があり、アクセサリー等の製品に使用された金属が汗や水分によって溶け出し、金属の成分と皮膚のたんぱく質が結合することで生じた新たな物質が、アレルギー反応を引き起こすと考えられています^(注1)。金属アレルギーの原因となる金属はさまざまですが、その中でもニッケルによるアレルギーは、発症頻度が高いことが知られています^(注2)。

PIO-NET^(注3)には、金属アレルギー対応をうたうアクセサリーを使用したら、かゆみ等の症状が発生したという危害情報が寄せられています。

そこで、ネット通販で購入できる、金属アレルギー対応をうたうアクセサリーのうち、PIO-NETに相談の多いネックレスについて、ニッケルの溶出や材質等の品質に係るテストや表示の調査等を行い、消費者に情報提供することとしました。

(注1) 一般社団法人日本アレルギー学会 (アレルギー動画集) 「8. 金属アレルギー」

https://www.jsaweb.jp/modules/citizen_movies/index.php?content_id=9

(注2) 厚生労働科学研究費補助金 (免疫アレルギー疾患政策研究事業)

金属アレルギーの新規管理法の確立に関する研究 (課題番号 22FE1003)

研究代表者 矢上 晶子 (藤田医科大学 ばんたね病院 総合アレルギー科)

「厚生労働科学研究班による金属アレルギー診療と管理の手引き 2025」

https://www.jscia.org/docs/useful_info/meta%20allergy_document.pdf

(注3) PIO-NET (パイオネット: 全国消費生活情報ネットワークシステム) とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのことです。消費生活センター等からの経由相談は含まれていません。

2. テスト実施期間

検体購入: 2025年6~7月

テスト期間: 2025年7~11月

3. 金属アレルギーについて (注4)

金属アレルギーは、日常生活で使用される装飾品や家庭用品だけでなく、歯科、整形外科、循環器内科、脳神経外科等の幅広い医療領域で用いられる金属材料に起因して発症する、きわめて身近な疾患です。装飾品では、ジュエリー、アクセサリー等の装身具、バックル、ヘアピン等の服飾雑貨品の金属やめっきによってアレルギーが発症することがあります。

金属アレルギーを起こす可能性の高い金属として、ニッケル、コバルト、クロム、金が挙げられます。特にニッケルと金は、日本国内の調査において、アレルギーの有無を診断する検査であるパッチテストの陽性率が高いことが報告されています（表参照）。

表. 金属類のパッチテスト陽性率の経年変化 (注5)

年度	2020	2021	2022	2023
症例総数	1,476	1,159	1,257	1,365
塩化コバルト	6.5%	9.1%	8.4%	7.7%
硫酸ニッケル	24.0%	26.6%	23.7%	25.2%
重クロム酸カリウム	2.3%	1.9%	2.1%	2.1%
金チオ硫酸ナトリウム	24.2%	29.3%	25.1%	26.7%

ニッケルは、ステンレス鋼やニッケル含有特殊鋼の原料に使われるほか、硬貨、家具、実験器具、めっき等多岐にわたって使用されている一方、ニッケルによるアレルギーは、金属アレルギーの中でも発症頻度が高いことが世界的に知られています。このため欧州（EU）では、日用品から溶出するニッケル量を規制し、ニッケルアレルギー発症リスクの低減が図られています。特に、皮膚に直接かつ長時間接触するアクセサリー等は、欧州規格 EN1811 に基づき、人工汗液を用いた試験でニッケル溶出量が一定基準以下であることが求められています。

一方、日本では現時点で、ニッケルに関する品質や表示に関する法的な規制は設けられていません。「2022年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」によると、装飾品（イヤーカフやネックレス）、健康器具、美容製品、時計、ベルト等の金属製品について、ニッケルの溶出量を調査した結果、約4分の1が欧州規格 EN1811 の基準を超える溶出量を示したことが報告されています。なお、日本で金感作例が多い理由として、ピアス装着時のファーストピアスで金ピアスを使用することや、歯科治療で金配合製品を使用すること等が考えられています。

（注4）参考：・厚生労働科学研究費補助金（免疫アレルギー疾患政策研究事業）

金属アレルギーの新規管理法の確立に関する研究（課題番号 22FE1003）

研究代表者 矢上 晶子（藤田医科大学 ばんたね病院 総合アレルギー科）

「厚生労働科学研究班による金属アレルギー診療と管理の手引き 2025」

https://www.jscia.org/docs/useful_info/metal%20allergy_document.pdf

・一般社団法人日本ジュエリー協会「金属アレルギーについて」

https://jja.ne.jp/howtobuy/howtobuy_inner06.html

・環境省 リスクコミュニケーションのための化学物質ファクトシート 「ニッケル及びニッケル化合物」

<https://www.prrt.env.go.jp/factsheet/factsheet/data/fc00308.html>

・厚生労働省医薬局 医薬品審査管理課化学物質安全対策室 「2022年度 家庭用品に係る健康被害の年次とりまとめ報告」

(注5) 「厚生労働科学研究班による金属アレルギー診療と管理の手引き 2025」『2 金属アレルギーの診断』より。

4. PIO-NETに寄せられた情報

(1) 相談の概要

PIO-NET には、金属アレルギーに関する危害情報が、2020 年 4 月から 2025 年 11 月 30 日までの約 5 年半の間に 132 件寄せられており^(注6)、うち、アクセサリー類や腕時計等の装飾品(以下、アクセサリーとします。)に関する情報は 50 件で、中には金属アレルギー対応をうたう商品による事例も含まれていました。

アクセサリーに関する危害情報 50 件について、危害内容別に集計したところ、49 件は「皮膚障害」でした。また、商品別に集計したところ、ネックレスまたはペンダントが 18 件、イヤリングまたはピアスが 16 件、指輪 6 件、腕時計 5 件、ブレスレット 3 件、その他 2 件でした。

(注6) 2020 年 4 月 1 日以降受付、2025 年 11 月 30 日までの登録分。件数は本公表のために特別に精査したもので、金属アレルギーの発症が多いとされる商品のうち、アクセサリー、時計、ベルトやサングラス等の身の回り品、メガネ等の医療用具、歯科治療等を対象として精査しました。

(2) アクセサリーによる金属アレルギーに関する主な危害事例

※ () 内は受付年月、被害者の属性

【事例 1】

ネットで金属アレルギーでも使用できると表示されていたネックレスを購入したところ首が赤くただれた

サイトに「体にやさしく金属アレルギーでも使用できる」と書かれた広告を見てネックレスを購入し、毎日身に着けていたが、その後、首当たりがかゆくなり赤くただれた。

(2025 年 6 月受付、50 歳代、女性)

【事例 2】

シルバーのネックレスを試着してから買ったが、自宅で装着したらアレルギー反応が出た

店舗でシルバーのネックレスを試着してから買ったが、自宅で装着したらアレルギー反応が出て首回りがかゆくなった。店に事情を話したが返品に応じて貰えなかった。今まで金属アレルギーになったことはなく、試着の時には気付かなかった。

(2024 年 1 月受付、30 歳代、女性)

【事例 3】

通信販売でアレルギー対応とうたうピアスを購入し、着用したところ、ピアスの穴から膿が出るようになった

オンラインモールの中のショップで「アレルギー対応」表示のあるピアスを購入し、着用したところ 3 日位でピアスの穴から膿が出るような状況になった。オンラインモールは「返金には応じるが、損害賠償はショップと話し合うように」と言う。ショップは外国に

あるようで、メールの返信がない。

(2021年5月受付、20歳代、女性)

5. テスト対象銘柄

テストは、アクセサリーの中で、PIO-NETに相談の多かったネックレスを対象としました。

購入先は国内外のオンラインショッピングモールより6サイトを選びました^(注7)。それぞれのショッピングモールで、「金属アレルギー対応」で検索した際に、「売れている順」等で上位に表示され、消費者が目にする機会が多いと考えられる金属製ネックレスを、各ショッピングモール10銘柄、計60銘柄をテスト対象としました^(注8)。購入価格180～1,050円、平均価格499円と比較的安価なものを選定しました。

(注7) 購入先 ※ () 内は運営事業者

- Amazon.co.jp (アマゾンジャパン合同会社)
<https://www.amazon.co.jp/>
- AliExpress (Alibaba.com Singapore E-Commerce Private Limited)
<https://ja.aliexpress.com/>
- Temu (Elementary Innovation Pte. Ltd.、Whaleco Japan株式会社)
<https://www.temu.com/jp/>
- Yahoo!ショッピング (LINEヤフー株式会社)
<https://shopping.yahoo.co.jp/>
- 楽天市場 (楽天グループ株式会社)
<https://www.rakuten.co.jp/>
- SHEIN (Wonderflow Support Pte. Ltd.、Fashion Choice Pte. Ltd.)
<https://jp.shein.com/>

(注8) 試験に必要な数量が購入可能な銘柄をテスト対象としました。

6. テスト結果

(1) ニッケルに関する調査

1) 金属アレルギーに関する表示

販売サイトの商品ページに「金属アレルギー対応」等の表示がみられた33銘柄のうち、8銘柄の販売サイトと1銘柄の付属説明書に金属アレルギーに関する注意書きがみられました

本テストは、ショッピングモール上で、「金属アレルギー対応」との文字列で検索した際に表示された商品をテスト対象としましたが、テスト対象60銘柄中、販売サイトの商品ページにおいて、「金属アレルギー対応」や「低アレルギー」、「ハイポアレルゲニック（低アレルゲン）」等の表示がみられたのは33銘柄でした。

また、商品ページにおいて金属アレルギー対応の商品である旨の表示がみられた33銘柄のうち、8銘柄の商品ページ、1銘柄の本体付属の説明書に、すべての方にアレルギー反応が起こらないわけではない（アレルギーフリー）旨や、皮膚に異常を感じた場合は受診する旨、汗をかく場合にはアレルギー反応が出やすくなる場合がある旨等の金属アレルギーに関する注意書きが表示されていました^(注9)。なお、33銘柄のうち2銘柄の商品ページにニッケルフリー等の表示がみられました。

一方、金属アレルギー対応の商品である旨の表示がみられなかった27銘柄の販売サイトの商品ページにおいて、一部では、素材にステンレス^(注10)、シルバー等一般的に金属アレルギ

一が出にくいとされる素材が表示されていました。なお、27 銘柄中 1 銘柄の商品ページでニッケルフリーの表示がみられました。

(注9) 一般社団法人日本ジュエリー協会では、ニッケル含有素材を用いる場合は、取引において素材成分を取引先に表明し、使用者には金属アレルギーの注意を喚起する説明書やシールを添付するように指導しています。

https://jja.ne.jp/howtobuy/howtobuy_inner06/

(注10) 耐食性に優れた一部のステンレス鋼は、臨床試験においてパッチテストを実施した結果、アレルギー反応が認められなかつたことが報告されています。

British Stainless Steel Association (英国ステンレス鋼協会) 「Selection and use of stainless steels for skin contact and body piercing jewellery applications」

https://bssa.org.uk/bssa_articles/selection-and-use-of-stainless-steels-for-skin-contact-and-body-piercing-jewellery-applications/

2) ニッケルの溶出について

欧州規格 EN 1811:2023 に準じた方法でニッケルの溶出を調査した結果、1 銘柄で欧州規格基準値の 17 倍に相当する溶出がみられました

国内では、直接皮膚に接触する金属製アクセサリーに関するニッケルの基準等はありませんが、欧州規格 EN 1811:2023^(注11) には、皮膚に直接かつ長時間接触する可能性のあるネックレス、イヤリング、指輪、腕時計等の製品の、ニッケル溶出限度値が $0.5 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ と定められています。

そこで、まず、テスト対象 60 銘柄について、蛍光 X 線分析法により製品表面のニッケルの含有量を調査し、溶出試験の対象銘柄を選定しました。調査の結果、60 銘柄中 40 銘柄はニッケルを比較的多く含む可能性がありました^(注12)。これら 40 銘柄を対象に欧州規格 EN 1811:2023 に準じた方法で溶出試験を行ったところ、8 銘柄でニッケルの溶出がみられ^(注13)、うち 1 銘柄では、基準の 17 倍である $8.7 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ のニッケルの溶出がみられました^(注14)。

(注11) 試験試料を人工汗液に 1 週間浸漬したときに溶出するニッケル量を測定し、試料表面積あたりのニッケル溶出量 ($\mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$) を算出します。なお、ピアス穴に挿入する部材は、 $0.2 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ の移行限度値が設けられています。

(注12) アクセサリーのニッケル含有量等に基準はありませんが、本調査では蛍光 X 線分析の結果、1.1% 以上含むものについて溶出試験を行いました。

(注13) 下限値を $0.05 \mu\text{g}/\text{cm}^2/\text{week}$ としました。

(注14) EN 1811:2023 の試験法では、製品を構成する全ての部品の表面積あたりの溶出量を算出すること、製品の表面処理によっても溶出量が変化すること等から、蛍光 X 線分析でニッケルが検出されても、必ずしも溶出するわけではないことが報告されています。

参考: Wennervoldt ら. Nickel release from metallic earrings: A survey of the Danish market and validation of the nickel spot test. Contact Dermatitis. 2021;85(2):178-185.

(2) 表示と素材に関する調査

1) 販売サイトの素材に関する表示と実際の素材について

テスト対象銘柄の中には、販売サイトの素材に関する表示と本体表面の素材が異なる可能性がある銘柄があり、消費者に誤解を与えるおそれがあると考えられました

アクセサリーの素材に係る表示は、業界団体である一般社団法人日本ジュエリー協会がガ

イドライン^(注15)を定めているものの、法令や公的な規格等はありません。

販売サイトの商品ページには、60 銘柄中 33 銘柄がステンレス、12 銘柄がシルバー925 やスターリングシルバー^(注16)、5 銘柄が亜鉛合金、4 銘柄が銅、2 銘柄がチタン鋼、1 銘柄が真鍮^(注17)、1 銘柄が合金と表示され、2 銘柄には素材の表示がみられませんでした。

(注15) 一般社団法人日本ジュエリー協会 「ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定 2023 年度改訂版」

<https://jja.ne.jp/lib/books/pdf/kikinzoku2023.pdf>

(注16) シルバー925 及びスターリングシルバーは、銀の品位(純度)が92.5%以上であることを示します。

(注17) 銅と亜鉛の合金。

蛍光 X 線分析法により、テスト対象 60 銘柄 95 部品の表面(めつきや塗装等の表面処理を含む部分)の金属の含有量を調査しました。なお、チェーンとペンダントトップ等複数の部品からなる銘柄は、部品ごとに調べました。

JIS G 0203:2009 鉄鋼用語(製品及び品質)において、ステンレス鋼は、クロム含有率を10.5%以上、炭素含有率を1.2%以下とし、耐食性を向上させた合金鋼とありますが、販売サイトの商品ページにステンレス^(注18)と表示された33 銘柄中 4 銘柄 5 部品は、クロムが検出限界以下でした。また、シルバー925 やスターリングシルバーと表示された12 銘柄中 7 銘柄 14 部品は、銀が検出限界以下～2.8%でした。

これらは、販売サイトの商品ページ上の表示と、製品表面の素材が異なり、表面処理を含む商品全体の素材が適切に表示されていない可能性があり、消費者に誤解を与えるおそれがあると考えられました。

(注18) 33 銘柄中 8 銘柄は 316L サージカルステンレスの表示がみられましたが、サージカルステンレスは国内において公的な規格がなく、一般には 316L ステンレスを指す用語として用いられる場合があります。316L ステンレスはモリブデンを添加して耐食性を高めたステンレスですが、今回、表示があった銘柄を蛍光 X 線分析法で調べたところ、そのすべての表面からモリブデンが検出されました。

2) 本体の素材を示す刻印(写真参照)について

刻印と蛍光 X 線分析法による表面分析の結果が一致しないものが 13 銘柄ありました

素材を示すと思われる刻印^(注19)と蛍光 X 線分析法の結果を比較しました。60 銘柄中 2 銘柄に 18 金を示すと思われる「K18」の刻印がされていましたが、蛍光 X 線分析の結果、それらの 2 銘柄は、表面から検出された金が検出限界以下～1.4%、鉄が 50%以上、クロムが 10.5% 以上検出されました。また、純度の高い銀を示すと思われる「925」や「S925」の刻印がされていた 16 銘柄中 11 銘柄は、表面から検出された銀が検出限界以下～3.2%で、銅が 50%以上検出されました。

これらの 13 銘柄は、刻印の品位表示と表面処理を含む商品全体の素材が適切に表示されていない可能性があり、消費者に誤解を与えるおそれがあると考えられました。

刻印と販売サイトの表示が一致しないものが 6 銘柄ありました

刻印と販売サイトの商品ページの表示を比較したところ、「K18」の刻印がある 2 銘柄は、販売サイトの商品ページにステンレスと表示がありました。また、「925」や「S925」の刻印

がある 16 銘柄のうち 4 銘柄は、販売サイトに銅と表示されていました。



写真. 刻印の例

(注19) 刻印とは、貴金属の種類と品位や自社の商標等を表示したもので、造幣局の品位（純度）証明の他、メーカーや販売業者が品位を表示します。一般的に、「925」、「S925」は銀の品位が 92.5% 以上（千分率で示すと 925/1000 となるため、このように記載される）、「K18」は金の品位が 75% 以上（金の純度は 24 分率で示されることがあり、24/24 で 100% を示すことから、75% (18/24) 以上のものは 18 金と呼ばれる）であることを示します。

参考：・一般社団法人日本ジュエリー協会 ジュエリーQ&A

https://jja.ne.jp/aboutjewellery/aboutjewellery_inner07.html

・一般社団法人日本ジュエリー協会 「ジュエリーおよび貴金属製品の素材等の表示規定」

<https://jja.ne.jp/lib/rules/pdf/metalguide.pdf>

・独立行政法人造幣局 「貴金属製品の品位区分と証明記号」

https://www.mint.go.jp/operations/exam/operations_certification-02.html

7. 医師のコメント

医療法人大朋会 刈谷整形外科病院 皮膚科・アレルギー科 副院長
松永佳世子先生

金属アレルギー（アレルギー性接触皮膚炎）は、皮膚に触れた金属から溶け出した金属イオンが体内に取り込まれることで、赤み、かゆみ、水ぶくれ等の症状を引き起こす疾患です。こうした症状は見過ごされることが多いものの、潜在的に多くの方が抱えている皮膚トラブルと考えられています。

金属アレルギーの発症には、原因となる金属との繰り返しの接触が関与します。初めて触れた際には症状がなくても、同じ金属に繰り返し触れることで免疫が過敏になり、皮膚炎を発症することがあります。そのため、長年使用していたアクセサリーで突然かぶれるようになるケースも珍しくありません。

金属の中でも、ニッケルは世界的に金属アレルギーの原因として最も多く報告されています。日本でもピアスの普及等に伴い、若い世代を中心に患者さんが増加しています。ニッケルはアクセサリーだけでなく、メガネ、ベルトのバックル、日用品等にも多く使用されており、日常的に接触する機会の多い金属です。欧州連合（EU）では、皮膚に触れる日用品から溶出するニッケル量が規制されていますが、日本や米国ではEUのような溶出量規制はありません。

また、金はピアスによるアレルギーの原因となり、ニッケルと同様に注意すべき金属です。銀、プラチナ等は比較的アレルギーを起こしにくい金属とされていますが、絶対に起こらないわけではありません。アクセサリー使用中にかゆみや赤み等の皮膚症状が現れた場合は、一度使用を中止し、医療機関を受診することをおすすめします。

金属アレルギーは、原因となる金属を避けない限り症状を繰り返し、場合によっては重症化することがあります。単なる「かぶれ」と自己判断せず、違和感を覚えた段階で早めに専門の医療機関を受診してください。

8. 消費者へのアドバイス

アクセサリーを使用していて皮膚にかゆみやかぶれ等の異常が生じた際は、使用を止め、医療機関を受診しましょう

PIO-NETには、「金属アレルギー対応」等の表示がされた商品や、一般的にアレルギーを起こしにくいといわれるステンレスや銀等の金属を使用した商品であっても、皮膚障害が発生したといった危害情報が寄せられています。

ネックレスを対象とした今回の調査では、「金属アレルギー対応」で検索をして上位に表示された商品であっても、金属アレルギーの原因となることが多いニッケルが溶出するものがありました。また、商品ページ上の表示や本体にされた刻印と製品表面の素材が異なる可能性があるものもみられました。

アクセサリーは長期間の使用による摩耗や汗や水分の影響によって、金属が溶出しやすい状態になることがあります。また、表面のめっきや塗装が原因となる場合もあります。金属アレルギー対応と表示があるものや、これまで症状が出たことのない金属を使用したものであっても、アクセサリーの使用中に皮膚に異常が生じた際は、使用を止め、医療機関を受診してください。

9. 事業者への要望

(販売事業者)

(1) 実際の素材と、販売サイトの商品ページ上の表示や本体の刻印それぞれに差異がある可能性がある商品がありました。消費者が適切に商品を選択できるように正しい表示にするよう要望します

ネックレスを対象とした今回の調査では、販売サイトの商品ページに表示された金属と商品表面（めっきや塗装等の表面処理を含む部分）から検出された金属が異なるものや、刻印と検出された金属及び商品ページの表示が一致しないものがみられました。金属製のアクセサリーを販売する際は、消費者が適切な選択ができるよう、販売する商品の素材を、正しく表示するよう要望します。また、表面にめっきや塗装等が施されている場合は、その素材についても正しく情報提供されるよう要望します。

(2) 金属アレルギー対応のアクセサリーを販売する際は注意書きを表示するよう要望します

ネックレスを対象とした今回の調査では、一部の販売サイトの商品ページにのみ金属アレルギーに関する注意書きがみられました。金属アレルギー対応のアクセサリーを販売する際は、消費者が思わぬ健康被害を受けないよう、皮膚に異常がある場合は使用をやめ、医療機関を受診する旨や全ての方にアレルギーが起きないことを保証するものではない旨の金属アレルギーに関する注意書きを記載することを要望します。

10. インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼・要望

(1) 実際の素材と、販売サイトの商品ページ上の表示や本体の刻印それぞれに差異がある可能性がある商品がありました。消費者が適切に商品を選択できるように正しい表示にするよう周知等の協力を依頼・要望します

ネックレスを対象とした今回の調査では、販売サイトの商品ページに表示された金属と商品表面（めっきや塗装等の表面処理を含む部分）から検出された金属が異なるものや、刻印と検出された金属及び商品ページの表示が一致しないものがみられました。金属製アクセサリーの販売事業者に対して、販売する商品の含有している金属に関して、適切な表示を行うよう働きかける等の協力を依頼・要望します。また、表面にめっきや塗装等が施されている場合は、その素材についても正しく情報提供されるよう働きかける等の協力を依頼・要望します。

(2) 金属アレルギー対応のアクセサリーを販売する際は、注意書きを表示するよう周知等の協力を依頼・要望します

ネックレスを対象とした今回の調査では、一部の販売サイトの商品ページや付属の説明書にのみ金属アレルギーに関する注意書きがみられました。金属アレルギー対応をうたう商品を販売する販売事業者に対して、皮膚に異常がある場合は使用をやめ、医療機関を受診する旨や全ての方にアレルギーが起きないことを保証するものではない旨の金属アレルギーに関する注意書きを記載するよう働きかける等の協力を依頼・要望します。

11. 行政への要望

(厚生労働省)

消費者が意図せずニッケルに感作されアレルギー症状が生じることを防ぐため、肌に直接・長時間触れるアクセサリー等の商品からのニッケル溶出量の基準の策定を検討するよう要望します

PIO-NETには、金属製アクセサリーの使用によって皮膚障害が発生した等の危害情報が寄せられており、ネックレスを対象とした今回の調査では、「金属アレルギー対応」で検索をして上位に表示された商品でもニッケルが溶出するものがありました。

「厚生労働科学研究班による金属アレルギー診療と管理の手引き2025」によれば、2020～2023年度調査におけるパッチテストの結果、ニッケルの陽性率は2割を超えていました。また、欧州では、日用品から溶出するニッケル量が規制されています。消費者が意図せずニッケルに感作されアレルギー症状が生じることを防ぐため、肌に直接長時間触れるアクセサリー等の商品に関するニッケル溶出量の基準の策定について、検討を要望します。

(経済産業省)

消費者が安心して商品を使用できるよう、ニッケル溶出量の規格基準の策定を検討するよう要望します

PIO-NETには、金属アレルギー対応と表示された商品であっても、皮膚障害が発生した等の危害情報が寄せられています。また、ネックレスを対象とした今回の調査では、「金属アレルギー対応」で検索をして上位に表示された商品でもニッケルが溶出するものがありました。

「厚生労働科学研究班による金属アレルギー診療と管理の手引き2025」によれば、2020～2023年度調査におけるパッチテストの結果、ニッケルの陽性率は2割を超えていました。また、欧州では、日用品から溶出するニッケル量が規制されています。消費者が安心して商品を使用できるよう、アクセサリー類に関するニッケル溶出量の規格基準の策定について、検討を要望します。

○要望先

厚生労働省	(法人番号 6000012070001)
経済産業省	(法人番号 4000012090001)

○協力依頼先

アマゾンジャパン合同会社	(法人番号 3040001028447)
LINE ヤフー株式会社	(法人番号 4010401039979)
楽天グループ株式会社	(法人番号 9010701020592)

○情報提供先

消費者庁	(法人番号 5000012010024)
内閣府 消費者委員会	(法人番号 2000012010019)
公益社団法人日本医師会	(法人番号 5010005004635)
公益社団法人日本通信販売協会	(法人番号 9010005018680)
公益社団法人日本皮膚科学会	(法人番号 4010005004396)
一般社団法人 SSCI-Net	(法人番号 8180005016710)
一般社団法人日本アレルギー学会	(法人番号 1010505002092)
一般社団法人日本ジュエリー協会	(法人番号 8010505002037)
一般社団法人日本皮膚免疫アレルギー学会	(法人番号 9011105006988)
一般社団法人日本臨床皮膚科医会	(法人番号 7010005039514)
オンラインマーケットプレイス協議会	(法人番号なし)

本件問い合わせ先

商品テスト部：042-758-3165

12. テスト方法

(1) 蛍光 X 線分析法

X 線を物質に照射するときに放出される蛍光 X 線を測定することで対象銘柄のめっきや塗装等の表面処理を含む表面部分の金属の含有量を分析する蛍光 X 線分析法 (XRF) により調査を行いました。60 銘柄 95 部品について、1 検体あたり 3 力所を無作為に測定し、ニッケル溶出試験を行う銘柄をスクリーニングしました。また、スクリーニングの結果、販売サイトの表示と異なる金属が検出された銘柄、本体の刻印と異なる金属が検出された銘柄については、3 検体の 3 力所を無作為に測定しました。なお、測定は大気雰囲気下にて実施しました。

(2) ニッケル溶出試験

欧州規格 EN 1811:2023 に記載されている分析方法に準拠して実施しました。なお、本テストでは表面のめっきやコーティングが剥がれた場合等を再現するための前処理は実施しませんでした。